

下呂市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

平成 26 年6月

位置付け

平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」第8条第1項の規定により、「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく市町村行動計画として作成。

【これまでの経緯】

平成17年	国、県において新型インフルエンザ対策行動計画を策定
平成21年4月	新型インフルエンザ（H1N1）発生
平成21年9月	下呂市新型インフルエンザ対策行動計画策定
平成24年5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布（施行は25年4月）
平成25年6月	政府新型インフルエンザ等対策行動計画策定
平成25年10月	岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

新型インフルエンザとは

- 毎年繰り返すインフルエンザとは抗原性が異なるもので、およそ10～40年周期で発生。
- ほとんどの人に免疫が無く、世界的な大流行（パンデミック）となりやすい。
- 大きな健康被害と、それに伴う社会的影響が懸念されている。

※ 新型インフルエンザと同様に感染力が強く、社会的影響が大きい感染症（サーズ等）を含めて、「新型インフルエンザ等」という。

流行規模と被害の想定

項目		下呂市	県内	全国
流行期間		約8週間		
患者（人口の25%）		約8,800人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3,500人 ～約6,800人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度※1 （致命率0.53%）	入院患者 （1日当たり最大）	約150人 （約30人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約50人	約2,800人	約17万人
重度※2 （致命率2.0%）	入院患者 （1日当たり最大）	約550人 （約110人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （39.9万人）
	死亡者数	約180人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

※1 アジアインフルエンザ並み、※2 スペインインフルエンザ並み

○流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭におく。

目的

○感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

◇感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。

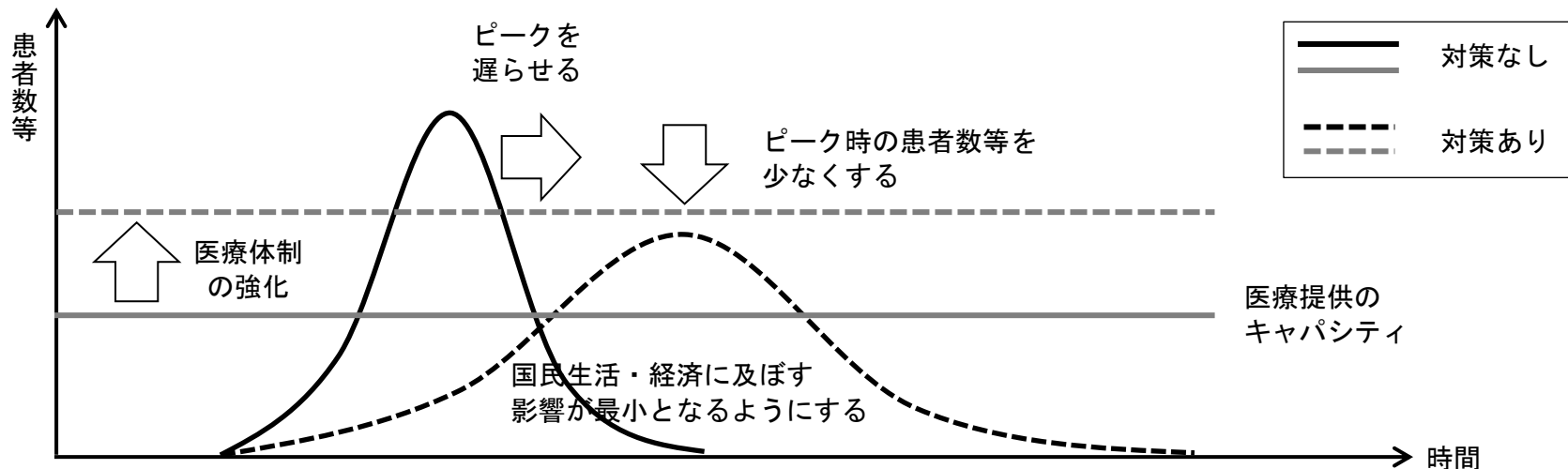
◇流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

◇適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限になるようにする。

◇地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。

◇事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



対策推進のための役割分担(行政機関)

行政機関	役割の概要
国	<p>【発生前】・新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査研究、国際協力の推進</p> <p>【発生時】・「政府対策本部」の下で「基本的対処方針」を決定し、対策を強力に推進</p> <p>・地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援</p>
県	<p>○特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、市町村における対策実施を支援、調整</p> <p>【発生前】・二次医療圏を単位とし、医師会等関係者からなる対策会議を設置し、地域医療体制の整備を推進</p> <p>【発生時】・「岐阜県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進。県内関係機関が実施する対策を相互的に推進</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と、まん延防止と市民生活の安定のための的確な情報発信（観光旅行者対応含む） ・ワクチン接種（全市民を対象とした住民接種及び職員への特定接種） ・要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、糖尿病等の慢性疾患患者等）への的確な支援 ・行政機能の維持（飲料水供給、火葬、ごみ収集、消防防災、道路維持(除雪等)、市役所窓口業務等） ・県、近隣市町村と緊密に連携して、影響及び被害を最小限に抑える。

各発生段階における下呂市行動計画の主要6項目別の概要

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的 対策の	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 市内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 感染拡大に備えた体制整備 適切な医療提供 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑制 市民生活経済への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 対策会議の設置 行動計画の策定 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市警戒本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部設置時又は市長判断により市対策本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え体制整備 計画・対策の評価見直 必要に応じて対策の縮小・解除
情報共有 提供	<ul style="list-style-type: none"> 発生段階に応じた、CATV、広報げろ、防災無線、市公式ウェブサイト、メール配信サービス等によるわかりやすい情報提供 県内市内のインフルエンザ発生状況や今後実施される対策の状況、医療機関の診療状況について情報提供 				
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域・職場レベルでの感染予防や対応方法を勧奨 観光旅行者への感染状況等の正確な情報提供 県が行う水際対策に協力 				<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた感染対策を行うよう周知
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 緊急事態宣言発出時 ・県が行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等に協力 </div>				

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
目的 対策の	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 市内発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生の遅延と早期発見 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 感染拡大に備えた体制整備 適切な医療提供 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑制 市民生活経済への影響を最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
予防接種	特定接種・住民接種実施体制の構築	特定接種の開始			第二波に備えて予防接種の継続
医療	感染期における地域医療体制の確保に向けた協議	診療状況の情報発信			通常の医療体制に戻る
	感染期における救急体制の整備	県と協力し地域医療体制を整備・維持		在宅の療養者への支援	
市民生活及び経済の確保	要援護者への生活支援等の対応の検討・対応の実施				
	買占め・売り惜しみの防止の呼びかけ、消費者としての適切な行動の呼びかけ				
	火葬・埋葬を円滑に行うための体制づくり・遺体安置施設の確保等	火葬・埋葬の円滑な実施			
		緊急事態宣言発出時 <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の適切な供給 要援護者への生活支援 生活関連物資の価格の安定 			